**【専門外国語科目】**

○出題意図　日本史学における史料読解力があるかを問うものである。

一

○解答例

〔設問１〕

譲渡入江しやうの内三澤之小次郎蹤の事、伊達藤四郎範宗ニ彼所を去渡者也、代々御判之旨ニまかせて所を知行不有相違、若於此所親類兄弟中ニいらん煩なす有仁者、長しやうかいふけうの可為仁候、仍譲状如件

享徳四年閏四月廿二日　法義（花押）

伊達藤四郎殿

〔設問２〕〔設問３〕は省略

二

○解答例

〔設問１〕

覚

一伊勢大神楽於　御符内（府）ハ不及申諸国、天下泰平御祈祷之儀従先規被為遊御免候、然所宝（寛）延四年未十一月廿五日松平右京亮様・青山因幡守様・本多長門守様御宅御烈座ニ而、大神楽支配頭被為仰付之、伊勢神楽支配銘々職札相渡置申候、右職札無之大神楽者伊勢神楽たりといふ共相互ニ令吟味支配頭迄可申来候、依之毎年二月廿日右之職札相改候間、無遅滞支配頭宅へ寄合可被申候、其節職札認替相渡可申候、為其仍而如件

江戸下谷上野町

佐藤斎宮

相州藤沢台町

宝暦三年酉二月廿日　　木村幸大夫

信州諏方郡　　村

　　殿

組頭

高橋忠大夫

〔設問２〕

毎年二月二十日に大神楽職の免許札改めをするので、遅参なく大神楽の支配頭宅へ寄り合うべきこと。その時に職免許札を書き替えて渡すこととする。

〔設問３〕解答例省略

**【専門基礎科目】**

1

○出題意図　任意の研究テーマについて、十分な研究史理解があるかどうか、さらには研究推進能力があるかを問うものである。

○解答例は省略

2

○出題意図　古代・中世・近世・近現代の各時代に関して、文献・人物・事項の三点から、幅広い知識を問うものである。

○解答例は省略

**【専門科目】**

○出題意図　日本史学における史料読解力があるかを問うものである。

A　問題文は『中世法制史料集　第二巻　室町幕府法』岩波書店、より追加法３１４条。

著作権により、史料本文の掲載及び、読み下しなどは省略

B　『桜井市史　史料編上巻』より、「社倉穀に付御請書」（文政九年十一月「差上申御請書之事」）。

著作権により、史料本文の掲載及び逐語訳等は省略。